

山村甚兵衛家による木曽山林支配の様相

——御関所御預と植林との関係から——

田 原 昇

はじめに

一 山村甚兵衛家の由緒と木曽谷

(一) 山村甚兵衛家の成立

(二) 御関所御預の状況

(三) 尾張家御附属事情の再確認

(四) 木曽谷支配の状況

二 木曽山の植林と山村家

(一) 享保の林政改革と木曽山植林

(二) 御関所支配と木曽山植林

(三) 田沼時代以降の木曽山植林

三 山村甚兵衛家中と木曽谷中支配

(一) 由緒取調と除地復旧

(二) 巢山留山見廻と山村家来

(三) 山村家中の由緒と身分

おわりに

た時期に強行されたもので、林業的にいえば思い切った育成林業への転換をはかったものであり、財政的には、木曾山林の恒久財源化を目指した改革⁽²⁾であった。その結果「享保以後五十数年の安永八年（一七七九）からは、年二五万本内外の用材生産が再開されるようになる。これは、年々その程度の採材をおこなつても、木曾山全体の蓄積には響かないまでに林分の回復を見たことを意味する」までになつたといふ。

問題は、こうした一連の動向の中、木曾山林を支配した領主や機関が複雑に変化しているという点である。関ヶ原戦直後から元和元年以前までは、木曾氏の旧臣であった山村甚兵衛家が幕府の代官として木曾谷一円を支配し、元和元年以降、木曾谷が尾張藩領となつた後も寛文五年（一六六五）までは山村家が木曾代官をこれまでの通り勤めた。寛文五年に尾張藩直属の上松材木役所が設置され木曾山林支配の諸事が移管されると、木曾代官である山村家の権限は山林取締と木曾谷中の村方支配に限定される。さらに享保九年（一七二四）には、福島上之段に尾張藩の立合役所が設けられ、村方支配の一切が山村家との立合裁許となる。この上之段立合役所は、元文五年（一七四〇）に上松材木役所と統合され、村方支配は山村家の一手に復し、以後、幕末まで上松材木役所と山村家の二元体制で木曾谷は支配されていく。⁽³⁾

従来の研究では、かかる支配の変遷は「慶長以来の略奪的な採取林業が既に限界に達した時期に強行されたもの」であり、その原因を「山村氏の緩慢な施政」に求め、漸次、山村甚兵衛家の職権を制限する中で進められたといふ。結果、木曾山林は尾張藩と御用商人が独占的に運営する体制となつたとしている。

ところが、このように木曾山林支配が変遷していく中、山村家が慶長期

から明治維新まで一貫して幕府から預かっていた、木曾福島関所番というもう一方の職務が等閑視されてきたように見うけられる。山村家は「御公儀御関所御預」という職務と交代寄合並の格式を幕府から付与され、將軍御直参としての身分を留保しつつ、尾張家からは木曾代官の職務を預かるといった、いわば両属関係にあつた。⁽⁵⁾ 木曾山林支配の様相を正確に理解するためには、山村家がこの「御公儀御関所御預」という立場を有する点を視野に入れつつ、木曾山林との関わり方を見直す必要があると考える。

そこで本論文では、まず山村甚兵衛家の成立過程を再検討し、幕府の関所御預にして尾張藩の木曾代官という「両属性」の問題を見直したい。その上で、享保の林政改革の一環として行われた植林事業を事例として、山村家と木曾山林との関わり方を浮き彫りにする。これによつて、近世木曾谷中支配の様相を解明し、合わせて、江戸時代における山林支配の特色について言及したい。

一 山村甚兵衛家の由緒と木曾谷

本章では、山村甚兵衛家の由緒、とくに関ヶ原前後の事蹟に注目し、山村家と木曾谷との関係を両属性の問題から確認したい。

（二）山村甚兵衛家の成立

山村甚兵衛家は、元来、千村平右衛門家と並び称される木曾氏の重臣であるが、天正期前後に於ける木曾の情勢により甲斐武田氏や豊臣秀吉との関わりも深くなつた一族である。⁽⁶⁾

初代木曾代官となつた山村良候（のち道祐）の祖父良道は、近江国山村の住人で、はじめ室町幕府に仕えていたが、明応～文亀期の頃（一四九二～一五〇四）に木曾谷に来て木曾義元に仕え、永正一二年（一五一五）に討ち死にした。その子良利は、父とは別に甲斐武田信玄に仕えるが、武田信玄と木曾義康が和睦し、信玄の娘が義康の子息義昌に嫁いだ際、ともに木曾谷に来て木曾氏の家臣となる。

良利の子良候は幼少から木曾氏に仕え、元龜三年（一五七二）、信玄の命で義昌が飛驒江間氏を攻めた際には、信玄から感状と美濃千壇林・茄子川にて三百貫の土地を賜つてゐる。また、天正一八年（一五九〇）前後、豊臣秀吉が小田原北條氏を攻めた際には、当時、秀吉から信濃国伊那郡を委ねられていた毛利勝頼を通じて「内々馳走」し、感状と信濃国安曇郡にて四万石を約束する「書出」を賜つたという。^⑦

秀吉からの感状と「書出」の件は、木曾義昌が小田原攻め不参を理由に改易となつたため「前後忘却有、三郎左衛門へ御渡し無之」となり、良候（三郎左衛門）も義昌に従つて下諏訪辺りを流浪する。その後、義昌の子息義利が下総国阿知利一万石に封ぜられると同地へ引き移るが、慶長元年（一五六六）、不行跡にて義利が所領没収となると、良候は木曾二留野にて薙髮蟄居して道祐と改名している。同じ頃、道祐の子息甚兵衛良勝は一族の千村平右衛門良重・馬場昌次などとともに下総国佐倉に寓居し、関ヶ原戦の時を迎える。

このように、山村家が木曾氏に仕えたのは明応期から慶長期にかけて良道・良利・良候（道祐）・良勝の四代にすぎない。しかも良利は、元来、武田信玄に仕え、信玄娘の婚姻に従つて木曾氏の家来となり、また、良候も信玄や豊臣秀吉から感状をうけるなど、山村家の立場は、木曾氏を龜下に

収めた勢力に負うところが大きかつた。そのため「道祐より代々木曾之後見家人分と相定り候ゆへ、心次第いつかたへ成共勵候ても木曾殿より（答）とか等無之故、木曾ニ住居なから、信玄又ハ太閤の知行、心まゝ御取來り候事」といった有り様であつた。^⑧こうした由緒は、後に尾張藩御附属となつた際にも大きく影響をあたえている。

（二）御関所御預の状況

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原戦によつて、木曾氏改易にともない没落した山村家に転機が訪れる。会津の上杉氏を攻めるため下野国小山にあつた徳川家康は、石田三成の挙兵により西国への進軍を決意する。このため、伊那路・木曾路を経て美濃路にいたる東山道筋の要衝を確保する必要に迫られた。そこで家康は、下総国佐倉に寓居していた山村良勝・千村良重両人を小山の陣所に召して木曾旧臣を率いて同地を奪取するよう命じる。

兩人は、早速、伊那路へ進駐して木曾路に侵攻・奪取に成功し、さらに美濃路にまで出征して美濃国苗木城・岩村城を接收している。

そして家康は、関ヶ原戦での功績に対し、山村・千村兩人をはじめ木曾旧臣に美濃国可児郡・恵那郡に合わせて一万六〇〇〇石余を宛がい、山村家は六二〇〇石余、千村家は四四〇〇石余、残りは他の木曾衆での配分となつた。^⑨

この褒賞の際、家康から山村道祐・良勝父子に対して木曾谷が同じく下されている。その経緯はつぎの史料の通りである。^⑩

〔史料二〕

於而知行壹万石并信州木曾を被下置候処、木曾之儀ハ東山道嶮要之地、又良材之出候場所故私に領すへき所ニ而無之候付辞退申候所、權現様廉直成儀と御感被遊、則、其意ニ任せられ美濃国ニ而再六千式百石相増、都合壹万六千式百石、彦坂小刑部・大久保十兵衛・加藤嘉左衛門書出を以被下置、其上、木曾を支配可仕旨、御朱印を以被仰付、福嶋御関所御預ヶ相守申候、右知行一族江配分御自身者五千七百石を領地仕候、右趣、達上聞、小禄ニ而木曾を守候儀相成間敷と木曾ニ而白木六千駄年々可被下置旨被仰出候処、木曾之儀元来田畠乏、貧民飢渴を苦ミ候間、右之白木百姓共江被下置候様仕度旨、言上仕候処、權現様、益御感被遊、木曾中之百姓江右白木六千駄被下置、別ニ五千駄知行同意ニ被下置候(後略)

家康は当初、山村父子に対する千村・他木曾衆分も含めて美濃国に一万石および「信州木曾」を与えていた。問題はその名目であり「父子之功を御賞被遊」としていて、木曾谷は戦功への褒賞の一部であつたことがわかる。結果的に山村父子は木曾を辞退するが、その理由(「私に領すへき所ニ而無之候」)からも、家康は木曾谷を山村父子への所領として下し、その意図は恩賞であつたことが読み取れる。また木曾の旧事をまとめた「木曾根元集」にも「御関所之儀者、関ヶ原御発向被遊候節、御先手仕候依戰忠被仰付候ヘハ、私枕ニ仕候覺悟ニ御座候」との記述があり⁽¹⁾、木曾谷が恩賞として山村父子に下されたと見て間違ひなかろう。

ところが、山村父子は「木曾之儀ハ東山道嶮要之地、又良材之出候場所故私に領すへき所ニ而無之候」として、木曾谷を辞退してしまう。代わって山村家へは白木五〇〇〇駄が「知行同意」に下され、「木曾を支配可仕旨」と「福嶋御関所御預ヶ相守申」ことが命じられている。何れにしても

家康が山村父子に木曾を与えた名目は所領(「私に領すへき所」「知行同意」)

で、その意図は恩賞(「父子之功を御賞被遊」「御先手仕候依戰忠」)であつた。

また、家康が山村父子に木曾谷支配を命じた理由は、「良材之出候場所」として確保するためとばかりではなかつた。山村父子が木曾谷の領有を辞退した第一の理由に「木曾之儀ハ東山道嶮要之地」であることをあげているように、家康は、木曾旧臣を糾合して木曾路制圧の実をあげた山村父子に同地の守衛を期待したと考えられる。⁽¹²⁾だからこそ「木曾を支配可仕旨」とともに「福嶋御関所御預ヶ」をも列記したわけである。この点、伊那路・木曾路・美濃路制圧の同僚であつた千村良重が、家康から信濃国伊那郡の博木成村を預けられた本当の目的が「取締」の手当(食料・人数)を給付するためであり、だからこそ「博木など材木生産村を支配した実績のない千村家でも、名目上「信州博木山支配」を継承でき、滞りなく「取締」の手当を受領できた」点と同様であると考えられる。⁽¹³⁾当時の木曾福島関所は、「御関所、大坂御陣之頃迄ハ口留と申候て輕有之」といつた場所であつたことから考へると、山村家は、当初、木曾谷全域の取締・守衛が期待され、次第に木曾福島関所の体制が確立する中、「公儀御関所御預」としての役目が主務として注目されていったのであろう。⁽¹⁴⁾

(三) 尾張家御附属事情の再確認

さて、関ヶ原戦の恩賞として美濃国に所領を得て、幕府領となつた木曾谷でも代官を委ねられた「御旗本」山村甚兵衛家に、新たな事態が生じる。元和元年(一六一五)、木曾路から美濃路にかけての守衛および同地方の山林業務を一元化するため、尾張義直に東美濃と木曾谷が宛がわれたのであ

る。合わせて、東美濃に所領を得ていた山村・千村両家をはじめ木曾衆は、そのまま「居なり」で尾張家の御附属となるという。この結果、山村家は「公儀御関所御預」の役目は留保されつつも木曾谷一円は尾張藩領となり、以後、山村家は尾張家の木曾代官となつたわけである。確かに、山村家にしてみれば東美濃の所領と代官地である木曾谷がともに尾張藩領となる以上、御附属への反抗は難しかつたかもしれない。⁽¹⁶⁾が、ここで改めて尾張藩御附属の事情を見直し、山村家が尾張家の木曾代官となつた端緒について再確認したい。

まず山村家と尾張家の関係であるが、実は御附属以前からのものであった。慶長一九年（二六一四）、大坂冬の陣の際、徳川家康は「源敬様御若年ニ付武勇之士御撰と有之、用斎良勝隠居仕罷在候處、其御撰ニ預り（中略）十月廿八日到来ニ付參陣仕、依台命源敬様御初陣之御守護仕」こととなつたとい⁽¹⁷⁾う。この時、義直（源敬様）の「御初陣之御守護」となつた人物は他に、「渡辺半蔵」「戸田加賀」「兼松修理」で、三人もまた後に尾張家臣となつてゐる。義直と良勝との初陣以来の関係からすれば、その後の御附属はむしろ妥当であり、たんに「居なり」とばかりはいえない事情があつた。⁽¹⁸⁾

また、元和元年に御附属が命じられた際、木曾衆のすべてが直ちに従つたわけではなかつた状況が、つぎの史料からうかがえる。⁽²⁰⁾

〔史料一〕

一同年、権現様大坂より御帰陣之節、尾州御城ニ御滞座被遊候砌、七郎右衛門儀も大坂より帰陣名古屋ニ罷在候處、御前江被召、木曾之儀、將軍江申候而尾州江附候間、左様可心得候、然共、材木入用之節ハ將軍之用ニも立候様ニと上意有之候、其節、千村平右衛門・馬場三郎左

山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相

衛門兩人ハ木曾を被進候上意有之候得共、木曾組御附被成候御説無之旨申候而、江戸江相詰申候處、七郎右衛門儀ハ木曾を被進候上ハ木曾組之儀ハ勿論御附属と相見、其上、源敬様も將軍様御一躰之儀ニ候間、尾張江属シ御奉公可申上旨候而御附属相成申候、平右衛門儀、追而御附属相成、三郎左衛門儀ハ御旗本ニ罷在候

尾張家御附属の命に際し、千村平右衛門・馬場三郎左衛門兩人は「木曾を被進候上意」と「木曾組御附被成候御説」とは別であるとして反抗している。対して山村七郎右衛門（三代良安）は「木曾を被進候上ハ木曾組之儀ハ勿論御附属」とし、また「源敬様も將軍様御一躰」であるから「尾張江属シ御奉公可申上」と主張している。当時、木曾谷領有と木曾衆所属との関連が問題とされ、「御初陣之御守護」という義直との関係から山村ではこれを妥当とし、千村や馬場は不当としたようである。結局、千村平右衛門は木曾谷に隣接する伊那谷の樽木成村支配という職務を円滑に遂行するためにも元和五年に御附属を受け入れ、⁽²¹⁾馬場三郎左衛門は幕府書院番に「早御番入も被仰付」ていたため「御旗本」に留まつてゐる。

このように、元和元年の御附属に際して、「御初陣之御守護」という義務との関係を重視した山村家や樽木成村支配という職務を重視した千村家、御番入済みという将軍との関係を重視した馬場家など、その反応は各家様々であった。一概に「居なり」で尾張家の御附属となつたわけではなく、しかも山村家の木曾谷における本分は、前節で述べた通り木曾福島の「公儀御関所御預」であった。この点は、御附属に際して山村家が「御関所之儀者（中略）私枕ニ仕候覺悟ニ御座候」と主張し、これを受けて幕府から「御朱印」をもつて「末々ともに只今迄之通に相勤候様ニ」との「上意」を得てゐることからもうかがえよう。⁽²²⁾

(四) 木曾山谷支配の状況

さて、御附属に際して尾張義直は「尾張藩直属の木曾代官を新任する」となく、一つは父家康の口添えもあって、時の木曾代官山村良勝(初代甚兵衛)を尾張義直の給人となし、美濃国の知行(五七〇〇石)はもとより、代官役料としての御免白木(五〇〇〇駄)もこれまで同様に安堵した上、当の山村良勝を事実上の木曾代官として現地に据え置くことにした」という。⁽²⁴⁾では、「尾張藩直属の木曾代官」ではないとする山村家の木曾代官としての立場はどのようなものであったのか。つきの史料は、元文五年(一七四〇)二月に上之段立合役所が廃止され、山村家に木曾代官の職務が一手に戻ってきた際の記録である。⁽²⁵⁾

〔史料三〕

木曾谷中ハ其方先祖より代々御預ヶ被遊被置、中山道大切成御境目御関所等格別之場所柄ニ而旁思召之旨有之ニ付、向後上之段御役人上松宿江為引移御用立合之儀御差除、復先規、谷中尚更一円ニ其方江御預ヶ被遊旨被仰出候

このように尾張藩にとって木曾谷中は、山村家に「先祖より代々御預ケ」した場所であり、今回の立合役所廃止にともない「復先規、谷中尚更一円ニ其方江御預ケ」するという。どうやら尾張家は山村家に木曾代官を「御預ケ」といった名目で委ねていたようである。また、今回の処置は

「中山道大切成御境目御関所等格別之場所柄」といった山村家の「公儀御関所御預」としての職務が考慮されたものでもあった。すなわち、木曾福島に陣屋を構える山村甚兵衛家という領主が、一方では幕府から関所を預

かり、一方では尾張藩から木曾山谷支配を代官として預かるという様相こそ実態であり、幕臣か尾張家臣かという両属性の問題はその時々の職務による表れにすぎないと見える。このことは山村家と同様の立場にあつた千村家の両属性が「尾張家から(大寄合という)身分を、幕府から(信州樽木成山支配という)役目を受けていた所産」であり、「ある意味、幕府は、二六〇年間、「取締」、御代官、預所、御附属など、千村家の身分や役目が錯綜している問題を先送りしていた」状況と似かよつてゐるといえよう。⁽²⁶⁾

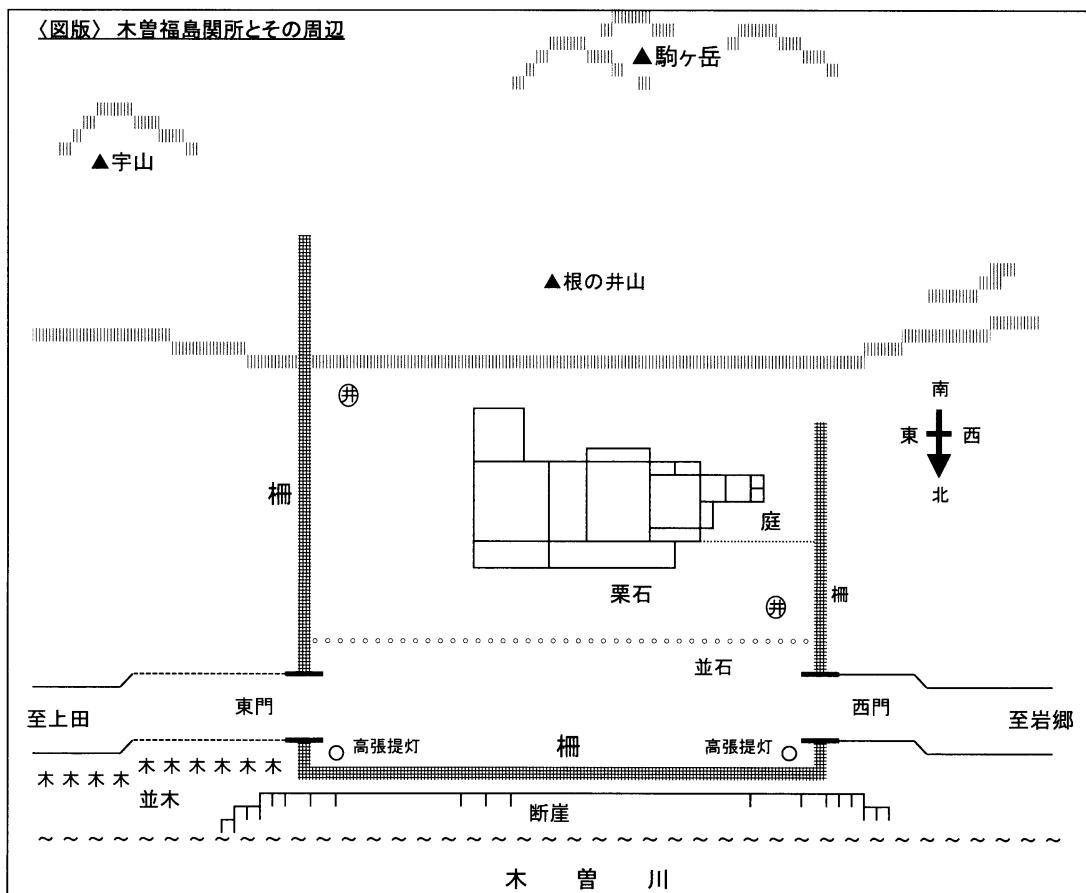
事実、「山村家譜」では、その後半で山村家の由緒を総括して、「代々在邑仕、公辺江勤方之儀、御代替之節御礼、自分繼日并不時同等も相願、參府仕候」と記している。自家を代々木曾在住の領主であつたと認識していいた様子が見受けられ、木曾に「代々在邑」していた山村家が、幕府の関所番を預かると同時に、尾張家の代官という役目を預かつてゐたという様相こそ実態であつたといえよう。とするならば、山村家による木曾山谷への施策にも、木曾谷を守衛する関所番としての試みと木曾谷を統治する木曾代官としての試みがあつたと考えられる。しかしながら、従来の研究では、木曾山谷支配に関して後者からの見方が中心であつたように思われる。そこで第二章では、関所番としての立場から見た山村家による木曾山谷への施策について、とくに植林を事例として検討したい。

二 木曾山の植林と山村家

(二) 享保の林政改革と木曾山植林

全国平定を成し遂げた豊臣政権は、大坂城をはじめとした大規模建築の

〈図版〉木曾福島関所とその周辺



※本図は、家高荒治郎著『木曾福島関所』(信濃教育会木曾部会、1934年、文献出版より1997年復刻)37頁所収の絵図をもとに、本文註¹の諸書を参照して作成した。

造営に着手し、材木の需要は飛躍的に伸びていった。結果、全国各地の山林で林業が発展し、杣など専業の林業技術者が注目されるようになる。こうした傾向は徳川政権下でも続き、全国各地で近世林業が本格的に成立していく。問題は、近世林業の特徴が天然の山林資源を伐採・加工・搬出する採取林業が中心であった点である。材木需要の拡大は、そのまま天然の良材を産出し市場までの搬出条件が良好な林業地域の開発を意味し、山林資源を食い尽くしては、新たな林業地域を形成していく。

ところが寛文期をすぎると、めぼしい山林地帯は粗方伐採し尽くし、全国各地で山林の尽山化が顕著となつた。そして、山林資源の枯渇とともになつ幕藩財政の悪化が懸念されるようになつてはじめて、近世林業に山林の保護育成や植林造成といった考えが生じてきた。享保期をすぎると採取林業は息をひそめ、代わつて幕府や藩は山林の保護育成政策を打ち出し、また山林造成の様々な施策を試みるようになる。⁽²⁸⁾こうした中、木曽山でも、寛文の林政改革では保護林(留山)の設置を推進し、享保の林政改革では御停止木を制定し伐採制限を強化するなど、徹底した山林保護政策を展開したわけである。結果、

木曽山では宝暦天明期以降、年間二五万本前後の用材生産が可能となるまで山林が回復した状況については、先述した通りであるが、寛永期の末ごろの産出量が年間八〇万本を上回っていたのと比べれば、はるかに少ない生産量であった。⁽²⁹⁾

そこで尾張藩では、享保の林政改革に際して、山林保護政

策に加えて植林による山林造成策を試みている。所三男氏によると「木曾でも改革直後の享保一年、福島の関所周りへ杉苗四〇〇〇本、宇山へ

檜・榧苗一万本を植え、同年更に遠山彦左衛門より山村甚兵衛に対して、漆を初め檜・杉・桐の植栽を強く要請し」たという。結果は「享保度の植林は活着率が低く(中略)殆ど見るべきものがなかつた」という。⁽³⁰⁾この件について藤田佳久氏は「林政改革の中で、同時に造林政策を植林によって具体化しようとした証拠」として「漆はこれより前からその植付を農民にすめた例がみられるが、基本的には、檜、榧、杉、桐などの経済的有用材が中心であった。そのうち、宇山への植付は一万本をこえる初の本格的な植栽事業であったもの」という。結果は「宇山における大規模な植栽事業は冒険に近かつたもの」であり「木曽山では当時植栽がうまくいかなかつた」としている。⁽³¹⁾

ではなぜ宇山での植林が不調に終わったかというと、大体「木曽山一体が花崗岩を基岩とし、檜はそのうちでも石英斑岩の基岩の上に分布」し、「土壤の層が薄く、腐植土が十分でない」土地柄であるからだという。木曽檜の評価が高いのは、実は「このような厳しい条件の下で育つた檜は、成長量が少なく、それが高密度のすぐれた材質を長期間の成長の結果もたらされるからである」としている。よって「直時にせよ、苗の移植方式にしろ、直接的な植栽は、当時の育林技術がまだ十分に確立していない段階においては一層のこと、きわめて困難」なことであり、「今日でこそ行っている植栽後の数年にわたる下刈などのアフターケアを欠けば、芽が出たり、あるいは根付けをみたとしても、他の雑草類の成長に負け、結局は低い活着率しか示さないはずである」という。だからこそ木曽山では、「天然生檜のうち伐期に達した立木を抜き切り(択伐)したあと、跡地の檜の稚

樹を保護育成していく方法」「択伐方式による森林資源の天然更新」が編み出されたという。⁽³²⁾

問題は、「造林政策を植林によって具体化」するための木曽山における「初の本格的な植栽事業」に際して、なぜ木曽福島関所の後方に広がる宇山に植林が試みられたのかという点である(図版参照)。所・藤田両氏をはじめ従来の研究では、本事業を享保の林政改革における保護政策と造林政策の分岐点としながら植林が不調に終わったとのみ評価し、本事業の詳しい経緯は述べていない。⁽³³⁾そこで次節では、享保期における木曽山植林事業の実態について植林と福島関所・宇山との関連から再検討したい。

(二) 御関所支配と木曽山植林

享保期の植林事業は、享保一年(一七二六)四月、尾張藩上松奉行市川甚左衛門が山村家御用達川崎八郎右衛門を案内として、御関所裏の山林を見分したことにはじまる。⁽³⁴⁾山村家ではこの様子をつぎのように書き留めている。⁽³⁵⁾

〔史料四〕

一、四月廿二日、御関所後の方山大平迄山続、殊、馬道有之^ニ付、先日市川甚左殿見分、此方より案内^ニ川崎八郎右衛門被遣候、御関所^メり之為^ニ候間、檜・榧植候様^ニ被成、宜存候、尤、尾州よりも杉苗三千余參候付、右之場所立合見分有之、甚左殿御足輕壹人、此方より御足輕林左衛門遣候而、右之杉苗指図之所々^ニ植候由、就夫、岩郷・上田・福島右三ヶ村ニ今日申渡候ハ、御関所^メり之為に候間、場所見分之上かま留、向後可被仰付候間、兼而左様相心得可申候、

右之趣、委細御用達中役所留有之ニ付、細ニ相記不申候事

このように市川は、福島関所の後方に山林が続き「馬道」も走っていることから「御関所ノリ之為」に檜や楓を植付る場所を見極めるため、今回の見分を行つたという。また尾張藩から「杉苗三千余」が到来しており、この見分の後、早速、足輕二人を派遣して植付を命じてゐる。さらに関所裏山付近の三ヶ村に、やはり「御関所ノリ之為に」植付候補地の「かま留」(草木の伐採禁止)を通達し、檜・楓の植付に備えている。

そして、この見分から六ヶ月ほど後の一〇月七日までに「木数壹万三十弐本」の檜・楓を宇山(関所東方の山林地域)に植付けた旨が、御用達役所から上松役所へ通達されている。また一〇月二一日には「御関所上山道一切通用不致様ニ町御家中向町へも申触」でいる。

このように享保期の植林事業は、尾張藩上松役所が山村家御用達役所に命じたものであり、林政改革の一環であつた点は否めない。しかし、この事業の目的としては「御関所ノリ之為に候」と明示されていて、必ずしも山林資源の増産が目的ではなかつた様子がうかがえる。

確かに、関所裏山への植林に関する記事に統いて、一〇月二二日付でつぎのような史料が書き留められている。

[史料五]

一、同十二日、以手紙令啓達候、別紙書付之通、木曾谷中所々漆植付
并檜楓杉桐等も植させ候ハ、可然様ニ候間、猶又、勘弁之上、
市川甚左衛門江も御相談有之、宜御申付可有之候、右之趣、申入候
様ニと年寄衆被申聞候付、別紙一通進之候、以上

十月八日

遠山彦左衛門

山村甚兵衛様

山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相

このように関所裏山への植林事業と合わせて「木曾谷中所々」へ漆・楓・楓・杉・桐を植付るように、尾張藩国人遠山彦左衛門から山村甚兵衛へ申付られている。この「木曾谷中所々」への植林と宇山への植林とは同じ時期に行われた一連の事業ではある。しかし「木曾谷中所々」への植林事業では続けて別紙に、漆植付は「百姓助成ニも罷成」「百姓御救のため」であり、檜・楓・桐の植付もまた「可然」としている。どうやら「木曾谷中所々」への植林は、山林資源増産のための事業であり、「御関所ノリ之為」とする関所裏山への植林事業とは目的が明確に異なつてゐる。

事実、御用達役所による関所裏山への関心は、享保期を通じて継続したようで、享保三年一一月一三日にも「御御⁽³⁷⁾関所宇山道、去々年境懸立出入不仕候、右之場所漆植候様ニ治部藏了簡有之候故、御留山之訳、委細直談申候ヘハ御尤ニ候」として、去々年(享保二年)に「境」を設けて出入を禁じた宇山道付近に、再度、漆植付のことが論じられている。また、享保八年八月一八日にも「御関所裏山宇山御留山内栗實在之中、御足輕両人ツ、毎日相回⁽³⁸⁾栗拾ひ、一切入込せ不申様ニ可仕」とあり、やはり宇山への出入を禁じてゐる。

すなわち、福島関所後方の宇山には馬道が走り、本来なら人馬の流通を規制するための関所でありながら、その裏手が「丘陵性を持って駒ヶ岳に接続する」を以て八澤川の上流に遡り迂回山越して関所の東方上田村宮越宿へ通ずることが出来ぬでもない「有り様であつた。そこで尾張藩でも「此迂回山道には常に注意を払つて森林の養成に力めた」ようで「其伐採は厳禁されたのみならず枯枝すらも採取する事を禁ぜられた」という。⁽³⁹⁾

〔史料六〕

福島岩郷矢沢入せりより上田山へ越可罷成所相見、上田之方は難所も無之山道有之候由、依之、大原村より相越候は、矢沢へも上田山の方へも通路可成様子の旨、上田村之内出尻と申所の山にも道有之、此所矢沢の方へ越候は、別て近道の山相聞候、勿論、只今迄も所の百姓へ被申付置候品も有之様には相聞候へ共、御関所之儀に候処締り不宜候間、右之処には道を□□、追々難木枯木等生立ち候とも切不取、随分

木茂り候様致し、所の百姓へも「同通不申様に手当可然候間、其心得可有之候

このように、上田山(関所東方の山林地域)には「難所も無之山道」があり、諸方への「近道の山」となつていたという。そこで「御関所之儀に候処締り不宜候間」草木の伐採を禁じて「随分木茂り候様」に、また「所の百姓」へは「一同通不申様」に申しつけている。どうやら尾張藩および山村家では、元来、山道による迂回などを阻止するためにも関所取締業務の一環として関所裏山林の保護育成を志向し、享保二年になつて〔史料四〕にある植林造成までも試みるようになつたようである。また、享保の林政改革全般でも山林保護と造成との両面から試行錯誤がなされたように、関所取締業務の一環で行われた山林事業でも、保護と造成とが試行されている点が興味深い。

すなわち、木曽福島関所裏山の植林は、関所警衛という“軍事的目的”から検討すべきものであるといえよう。⁽³⁸⁾ 確かに山村家には、「自身の所領、木曾福島関所番」ともに幕府→尾張家→山村甚兵衛³⁹という支配系統の一本化がみられ⁽³⁹⁾たため、「関所についての諸順達も、甚兵衛から尾張藩を経由して幕府へ、幕府の指令も、同様な手順で行われるのが、通例」で

あつた。⁽⁴⁰⁾ よって、山村家による木曽山林の施策について、関所番としての試みか木曽代官としての試みか明確に分離することは難しい。とはいえた保期の植林事業には、材木増産のための植林とともに、「御関所ノリ之為」を想定した植林もまた執り行われた点は間違いないく、第一章で述べた山村甚兵衛家の公儀関所番としての側面からすれば、木曽山林への施策に軍事的側面が見いだせるのは、むしろ自然であるともいえる。

(二) 田沼時代以降の木曽山植林

そして田沼時代をすぎると、突如として木曽材木奉行(上松材木役所)が主導して「百姓助成」を目的とした植林の試みが増加する。そこで本節では、享保期における植林事業との対比として、田沼時代以降の植林事業について検討を加えたい。

徳川義親氏は、木曽林業史の嚆矢である『木曽山』において「人工植林をなしたる年にして、其の記録に残るもの左の如し。明和五年 安永元年 天保十三年 弘化四年」と列挙し、木曽山植林事業の最盛期は田沼時代と天保改革期であつたと示唆している。⁽⁴¹⁾ この時期に植林が多く試みられた理由には、幕政との関連が指摘できる。⁽⁴²⁾ すなわち、田沼時代には長崎奉行を兼帶した勘定奉行石谷清昌による「差杉差檜」事業が、天保改革期には御庭番筋出身の勘定奉行梶野良材による苗木植付事業がそれぞれ全国的に推進されたからである。石谷は「差杉差檜仕様」という植林方法を全国の御林に触達して新たな山林造成を試行し、梶野は伐採跡地への苗木植付を奨励して尽山化に歯止めをかけようと試みている。⁽⁴³⁾ これら幕府の事業が「公儀御用ニ茂可相立」木曽山にまで波及した結果、同じ時期に植林が多く行

われたと考えられる。⁽⁴⁴⁾

つぎの史料は、明和五年（一七六八）以来、湯舟沢村内に植付した杉苗木の成否と入用に關して、安永五年（一七七六）に木曾材木奉行から尾張藩勘定方へ提出された報告書である。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾

〔史料七〕

木曽井二ヶ村杉植付場所之事

一、明和五子年湯舟沢村内ニ杉苗木五百本植付相成居、人足四人ニ而中津川より湯舟沢村江持送り

一、四人庄屋 四人組頭 弐拾八人 人足

メ三拾六人

右者杉苗五百本植付柴草刈私人足

一、錢 四百四拾文 中津川より持送り

日用 四人

（脱カ）銀 弐拾八匁七分 湯舟沢村

人足 三拾六人

（中略）

一、杉之苗武三年植立さセ候数式千四百本程生立申候、右苗之義ハ、

暫く御元手を入候ハ、数多ニも植り可申候、御入用之不懸様仕候

故数少く右之通植さセ申候、尤、先達而植置候苗木ハ只今ニ而ハ三

四尺ニも相成候も御座候

（中略）

右者、辰年木曾杉・桐・栗蒔付候貲銀、左之通ニ御座候間、勘定方判

相済候様仕度、旁申達候

安永元辰四月 木曾御材木奉行

山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相

（後略）

このように、明和五年以来、湯舟沢村では二、三年で植付した杉苗が二四〇〇本程も生え立ち、このまま「御元手を入候ハ、数多ニも植り可申」状況にあり、漸次、安永元年まで植付事業が継続したようである。その成否は不明であるが、本事業が「木曾御材木奉行」と「(尾張藩)勘定方」との連携で執り行われる点が注目できる。そして天明六年（一七八六）八月一三日にも、「御材木御役所」（上松材木役所）が「福嶋より田立迄右村々中」に対し「木曾御山内木種払底ニ相成候付、今般、御材木御役所江檜類并雜木共ニ木種之苗植付方被仰出」たと廻達している。⁽⁴⁷⁾やはり田沼時代の植林事業を木曾材木奉行が推進していた様子がうかがえよう。

また嘉永四年（一八五二）一月には、天保一三年（一八四二）から弘化四年（一八四七）に行われた檜苗植付に関する報告がなされている。⁽⁴⁸⁾⁽⁴⁹⁾

〔史料八〕

木曾御山内檜類追々尽山相成候ニ付、御山内伐烟跡等江檜苗植付方

談之趣有之、左之ヶ所ニ為植付候事

天保十三寅年

一、小川入弥三郎谷御伐出後并本谷平付

同年

一、高倉東下奥切烟跡并川上砂小屋

弘化四末年

一、檜苗、川上砂小屋・上松小川伐烟跡等江植付方取計試候處、追

年枯木相成御入用而已相懸り、掘取候木數丈減ニ相見候付、御見

合候半哉之趣、達之上相止

（中略）

嘉永四年十一月

木曽御材木奉行

(後略)

このように天保一三年から嘉永四年にかけて、木曽山では「御伐出後」「切畠跡」などに「檜苗植付」が行われている。今回の事業も「木曽御材木奉行」が取り仕切ったようだが、結局「植付方ハ見合可然」として不調に終わっている。何れにしても、田沼時代以降の植林事業は木曽材木奉行（上松材木役所）が推進し、そこに木曾代官山村家の存在は見出せない。上松材木役所が木曾山方の全般を管轄する以上、この役所が植林事業を推進したのは当然ともいえる。逆に「御閑所メリ之為」に行われた享保期の植林事業が、木曾代官としての山村家の職務ではなく、公儀御閑所番であった山村家としての職務であつたことを如実に物語ついているわけである。

結局、田沼時代以降の植林法でも「不完全にして、常に失敗せるもの」であり、だからこそ木曾山では「自然植林法によりし結果、却りて林学上より見ても完全なる森林をなすに至」つたという。もつとも「自然植林法」も「森林を伐採せる跡に、復直に良木の苗を生ず」るものではなく「自ら林を成すの順序」があつた。⁽⁵⁰⁾よつて「徹底した稚樹の保護育成策」のためにも多くの労力を投入する必要があり、とくに「山林盜背伐」の予防が肝要であつた。⁽⁵¹⁾実は、宝暦期以降の植林事業において木曾代官山村家の主たる役割は、植林よりもこの「山林盜背伐」取締にあつた。

そこで次章では、木曾代官山村家による山林保護について、とくに「山林盜背伐」取締と山村家中との関係から検討し、山村家による木曽谷支配の実態を明らかにしたい。

三 山村甚兵衛家中と木曽谷中支配

(二) 由緒取調と除地復旧

元文四年（一七三九）九月一九日、市川甚左衛門は、山村甚兵衛家来松井孫三郎・他三人を上松材木役所へ呼び寄せた。そして、山村家来のうち「九人之衆」が「代々御所持」していたという「御扣之免許地〔除地〕」について、「木曾家之由緒、并無年貢地之訳、田畠反畝年貢高、田畠之場所、右免許之儀、古先祖何之代ニ孝友有之候哉」を、例え書物が火災で焼失していても「寺方古キ過去帳」などで取り調べて「細ニ御調御書立」差し出すようとに命じてきた。合わせて村々や寺社へも同様の取調を行うようになされた。⁽⁵²⁾

この通達によつて、翌月以降、山村家来、村方、寺社から続々と除地に関する由緒書が御用達役所に到来し、上松材木役所へと伝送されていった。それは大体つぎのような書付であつた。

〔史料九〕

覚

一、私先祖古畠伯耆儀、甲州士ニ而永禄年中木曾伊予守義昌ニ属、物頭役相勤、元亀年中ニ木曾境野麦と申処ニ飛驒国主江守常陸守内竹原民部と申者討取、其刻從義昌為勤功於福嶋村ニ御年貢永樂錢壹貫文之處を免許地ニ被下置、天正十二年妻籠山籠城福嶋合戦之節も罷出相勵候由申伝候、義昌より御朱印之御證文感状等有之候処、寛永年中居宅類焼之節、焼失仕候由申伝候、免許地畠方四反八畝拾歩福

鳴村ニ而亡父助三郎迄六代相続仕来り候處、去ル辰年より御年貢地

ニ被仰付候

右之通代々申伝候處、如斯御座候、以上

未十月

古畠幸右衛門

まさに「木曾家之由緒」「無年貢地之訛」「古先祖何之代ニ武孝有之候哉」などをまとめたものであり、他の「九人之衆」や村方・寺社についても同様の文面となっている。では、なぜ市川甚左衛門はこのような取調の提出を命じたのかというと、代々の除地が「去ル辰年より御年貢地ニ被仰付」てしまっていたからである。

享保九年（辰年・一七二四）三月から閏四月にかけて、林政改革の一環として木曽谷総検地が行われた。⁵³この総検地は「これまでの役木（木年貢）の廃止に対応する処置」であり、「もともと石高のない木曾の村々からの定納年貢」を得るための施策であった。しかし「この時の地押検地は、田畠一筆ごとに反別と品等を改めただけに止まり、肝腎な石高を結ぶことを避けた変則的な検地に終わって」いる。というのも「農地の実面積と地位が明らかになれば、これに一定の租率を掛けると簡単に取米高が出」て徴租上に支障がなかつたのと、「これまで無高で通して來た木曾は無高のままにしておくことが対外的にも無難」であつたからである。結果、「村々の年貢納高は平均三割四割を増し」たという。

ところが、この増徴によつて「たださえ飯米不足の村々の苦痛とするところ」となつたことはもちろん、「役木の下用として給付される年貢穀（下用米）が村々に還元しなくなつた」ことなど、行き過ぎが問題となつた。そこで林政改革が軌道に乗つた段階で、その是正策の一つとして行われたのが「元文四年（一七三九）、検地の際に年貢付きとなつた寺社や村々の除

地を復旧」のことであつた。同年一二月には「尾州御老衆」から書付が到来し、都合二八人四寺社の除地復旧が決定する（岡表参照）。注目すべきは対象者や除地の所在地で、木曾谷中一宿二二ヶ村にあまねく広がつてゐる。さらには、除地を下されていた者たちが、山村家と同様に木曾家の旧臣で、「代々武孝有之」者であつたという点である。当然、彼ら木曾旧臣の存在は木曾谷中支配に大きな影響を与えたと考えられるが、ではなぜ、この時期に除地の復旧がなされたのか。

そこで次節では、除地の復旧と木曾谷支配の関連について検討したい。

（二）巣山留山見廻と山村家来

先述の通り、元文四年（一七三九）には山村家来や村方・寺社の除地が復旧し、板屋根の禁が解かれるなど、享保の林政改革で行き過ぎた部分がつぎつぎとは正されていった。そして元文五年には、是正策の総仕上げとして、上之段立合役所が廃止され上松材木役所に統合される。これを受けて、山村家の職権は回復し、木曾谷中は木曾代官による一手一円支配に戻る。この際に尾張藩の兩家御年寄から山村家に「木曾谷中支配之儀、今般、改而就被仰付候諸事取扱方之儀」が下されている。⁵⁴主な内容としては「谷中道御年貢」「十一宿伝馬御救金」「御免荷物切替代」「御巣鷹之儀」「谷中道橋」「伊那川、滑川、波斗三橋」「切畠切返共」「贊川下り谷御番所抜荷」「御関所其外番所々郷藏」「御免荷物」「木曾路痛り之衆中有之節」などであり、木曾代官の職掌が一覽できる内容となつてゐる。この職掌の一つにつきのよつな一文がある。

〔史料一〇〕

〈図表〉 除地が復旧した山村家来・村方・寺社方一覧(元文4年12月)

〈御家来・村方分〉

田畠六反八畝歩	山村甚兵衛家来	千村喜左衛門	福嶋村内
畠四反八畝拾歩	同	古畠幸右衛門	同断
田畠壹町九反式畝拾八歩	同	黒川藤右衛門	岩郷村内
畠武町八反廿四歩	同	上田弥惣右衛門	同断
畠三反九畝歩 内二反壹畝拾九歩、上之段役屋敷ニ罷成候付除之	同	福嶋村内	福嶋村内
畠四反七畝拾歩	同	數原村内	數原村内
田畠五反六畝廿六歩	同	岩郷村内	岩郷村内
田畠壹町式反七畝拾九歩	同	福嶋村内	福嶋村内
田畠四町七反四畝歩	同	三尾村内	三尾村内
田畠八町式反七畝六歩	同	同断	同断
畠五町壹反七畝拾歩	費川宿本陣問屋	費川村内	費川村内
田畠三町八反式畝八歩	數原宿本陣問屋庄屋	福嶋村内	福嶋村内
田畠壹町九畝四歩	同宿本陣問屋	同断	同断
同九反三畝四歩	治右衛門	宮越村内	宮越村内
田畠武町六反六畝式歩	孫太夫	福嶋村内	福嶋村内
田畠武町五反八畝廿四歩	五右衛門	黒川村内	黒川村内
田畠武町六反壹畝廿三歩	彦右衛門	王滝村内	王滝村内
田畠六町式反廿七歩	忠左衛門	同断	同断
畠武町七畝歩	六郎兵衛	王滝村内	王滝村内
同	権七	同	同
福しま宿町人	久藏	福嶋村内	福嶋村内
黒川村庄屋	惣右衛門	黒川村内	黒川村内
玉滝村庄屋	彦右衛門	王滝村内	王滝村内
同村百姓	忠左衛門	同断	同断
同村百姓	六郎兵衛	王滝村内	王滝村内
岩郷村庄屋	九郎兵衛	同	同
岩郷村百姓	七郎兵衛	同	同
野尻宿本陣問屋	九郎左衛門	岩郷村内	岩郷村内
三留野宿年寄	郷左衛門	岩郷村内	岩郷村内
同庄屋問屋	徳左衛門	野尻村内	野尻村内
上松宿本陣問屋	九左衛門	三留野村内	三留野村内
荻原村百姓	平治右衛門	同村内	同村内
同村百姓	治郎兵衛	上松村内	上松村内
同村百姓	久四郎	荻原村内	荻原村内
同村百姓	清左衛門	同	同
万吉	万吉	同	同

〈合計〉 右メ田畠六拾壹町六反式畝廿九歩

〈寺方分〉

田畠三反六畝拾三歩 同 九町一壱反式畝七歩 同 壱町六反六畝廿三歩 同 式反壹畝廿式歩 外ニ米壹石五斗、此代蕎麦三石ニ而藏米より可納取 同 壱反拾式歩 同 壱町五反壹畝拾四歩 田畠壹町六反九畝拾九歩 同 六反七畝廿壱歩 同 八反八畝廿九歩 外ニ米四斗、右村内塙湖より可納取 同 三町九反壹畝廿式歩 同 九町七反七畝廿七歩 田畠拾參町三反廿壱歩 同 四町七反七畝拾歩 同 壱町六反廿歩 外ニ米壹石四升、右村内和村より可納取 同 壱町六反式畝廿三歩 〈合計〉 田畠メ式拾壹町三反壹畝拾四歩 外ニ田畠壹反壹畝拾歩 右者検地之節外田畠除地打出洩れ候付、今度除被下候 林式ヶ所 右寺領林、此度村預御免被成候	福嶋 奥禪寺 福しま 長福寺 須原 定勝寺	福嶋村内 上田村内 宮越村内 荻曾村内 藪原村内 王滝村内 黒沢村 宮越村内 岩郷村内 荻原村内 王滝村内 王滝村内 荻原村内 殿村内 野尻村内
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〈社地分〉

田畠三反五畝拾歩	福嶋 水無天王禪宣 岩郷村 因幡 (岩郷村)
----------	------------------------

※「留帳抜萃」(徳川林政史研究所蔵・林183)、徳川義親『木曽山』(非売品、1915年)90~98頁より作成。

「、木曾御材木奉行之儀、谷中并御山内ニケ年ニ一簾行渡候積ニ相廻

苦ニ候、且又、唯今迄ハ御巣山御留山之儀之臨方、上松方役人、甚

兵衛家來立合、毎年一度ツ、見廻候得共、向後者甚兵衛家來之内并

百姓町人等先祖之由緒を以、除地被返下候者共江、右見廻之儀被仰

付候間、模寄を以、割合見廻り場所極置折々見廻、猥成義無之御山

メリ宜申付候道、尤、替儀無之哉否之儀、甚兵衛并御材木役所江も

相達候様ニ可申付候、其内見廻り方并心得等之義者、右奉行役所よ

リモ申渡苦候間、此段可申聞置加

但、町人百姓之義も先祖由緒有之者共(之義ニ候間、御山見廻り之
節斗、刀指候様ニ可申渡候、勿論、いろいろケ間敷儀者無之様可相

心得道可被申付候

木曾代官の重要な職掌の一つに巣山留山の見廻りがあるが、今回の一手

支配復帰を期に、毎年一度ずつ行つてきた「上松方役人」と「甚兵衛家

來」による見廻りを止めて、「向後者甚兵衛家來之内并百姓町人等先祖之

由緒を以、除地被返下候者共」へ山見廻りを仰せ付けようという。そこで「除地被返下候者共」をその所在地ことに最寄りをもつて〔模寄を以〕割合わせ、場所決めして折々見廻らせてこととなつた。これこそが、林政改革のは正策に除地復旧が織り込まれた理由である。彼ら「除地被返下候者共」は、百姓町人ではあるが木曾旧臣という「先祖の由緒」をもつて「御山見廻り之節斗、刀指候様」に申し渡されていた。

もつとも當時、山村家来については「役筋申付遠方ニ差遣候者」がいて、「七、八人之家來共御山預り之様ニ相成、折々山廻り致候而者、外御用向差支可申哉」といった状況であり、しかも中には「未熟之者」もいた。対して百姓町人については「平百姓者少々之御除地扣」であり「除地高扣候者本陣庄屋問屋之類」ではあるが、「少々成御年貢米御用捨ニ而大役被仰付候而難儀之筋相見」え、しかも「役目勤候者共之儀者、本役可及差支候」といった状況であった。そこで「除地被返下候者共」による山見廻りは「差支難儀」との様子が「達御耳」して、結局、百姓町人による「見廻候義ハ相止」となる。代わつて多少の支障はさておき、「家來之内其役筋之者廻セ候様」になつたといふ。

何れにしても山村家は木曾代官として地方支配を専管し、木曾谷中を一円支配していた関係上、その職掌は多岐にわたつていた。そして木曾全域

に広がる巣山留山の「御山見廻り」は、山村家來の要務であつた。享保の林政改革以降、山林保護こそ木曾山林資源確保の第一要件であつた以上、保護林である留山の警衛は、当時の木曾林業の根幹といつてもよからう。

その重要業務を木曾代官の家來たちが担つていたという点に、尾張藩直轄による上松材木役所設立以後もなお、山村家が木曾林業に関わり続けていた様子が見出せる。ましてや、公儀閥所番といふ職務にもまた、山林保

護・植林といった職務が付随していた点は、第二章で詳述した通りである。加えて、こうした山見廻りにおいて木曾谷中に散らばる木曾旧臣が様々に山村家の代官業務を支えたことは間違いなかろう。

(三) 山村家中の由緒と身分

そこで、山見廻りなど木曾代官の山林業務を支えていた家來衆および宿村にいる木曾旧臣の様子はどのようなものであつたのか。最後に、簡単にではあるが採りあげたい。

山村家と木曾山林との関わりは古く、豊臣政権下で木曾代官を仰せ付けられて以来、江戸時代を通じてのものであつた。例えば尾張家が直接「御手仕出し」する「御注文御材木仕出候山々」の「御山内見廻り」は、元来、山村家の職掌であつた。ところが「何之年より相止ミ候哉、不相知候得共」、その後、山村家來による「御材木仕出し候山々見廻り之義」は廢止となり、寛延四年(一七五一)以降は「先年之通り、御巣山・御留山計り御見廻り來」⁽⁵⁵⁾ るようになつた。そして明治維新後に完全に停止となつたといふ。とにかく「何年より相止ミ候哉、不相知候」ほど古いものであつた様子がうかがえよう。

しかし、山村甚兵衛自身に山林に関する知識が豊富であつたわけではなく、林業に通じた者を漸次召し出すか、あるいは家來衆に修得させるなど、家來衆こそ山林業務に通じていたようである。例えば、四代良豊の時代に吉村安左衛門といふ者がいた。彼が材木奉行となり名古屋へ挨拶に遣わされた時、尾張藩の上松奉行より上座にあつたため、尾張藩の御役人衆が騒ぎ立つといった事件があつた。御役人衆は「安左衛門義、昨今、三留野村

問屋勝野太郎兵衛と申、此方江参り候而も玄関江むさとあかり不申候、然所出精之役儀、不審に有之」として山村家に苦言を申し入れてきたのである。そこで山村家からは「根元御存し無之候得者、成程、御尤ニ候」として吉村安左衛門はじめ、山村家が召し仕っている者たちの由緒について申述べることとなつた。すなわち、元來は木曾家代々の家臣であり「戦国之節者強戦の心かけ昼夜仕候」者どもであったが、木曾家も滅亡し「御泰平之御代故、渡世仕へくよふ無之」なつてしまつた。そこで「拙者先祖御代より家来にも仕、或者百姓町人に夫々申付候故、其身取廻し次第、問屋・庄屋にも罷成、代々勤申」ようになつたといふ。とはいへ「大根ハ権現様御朱印も候故、人々多く者先祖よりの田畠ひかへ罷在、木曾殿感状墨付所持申候者も有之」者たちであるといふ。

こうした状況の中、吉村安左衛門も、元來は「三留野村代官并庄屋本陣問屋」であつたところ召し出して、「役人ニも致、御関所番色々召仕申候、夫故、安左衛門義、山方案内ニ付、御為と存」、寛文四年（一六六四）に材木奉行に仰せ付けたといふ。⁽⁵⁷⁾この説明を受けて尾張藩の御役人衆は「外にておよぶ事にて無之」と納得したといふ。

このように、吉村安左衛門は「三留野村代官并庄屋本陣問屋」であつた

ところ召し出され、御関所番はじめ様々に召し仕われる中、「山方案内」となり材木奉行に抜擢されている。実際、吉村のように元來は木曾家臣であつたが、後に木曾宿村の役人となつた者たちの中には、出自と実務が相まって「山方案内」の者が多かつたようである。例えば福島宿の年寄役であつたという小野家は、その先祖を小野安重といい武田信玄の家臣として「川中島相原之内百貫文之處被宛行并安勝支配之信州木曾濃州三ヶ村土井木樽木支配被仰付」ていた。その後、木曾家、山村家に仕え、後に致仕し

て福島町に住居し一族ともども年寄役を勤め、除地も頂戴してきたといふ。⁽⁵⁸⁾

わずかな事例にすぎないが、吉村のように、木曾旧臣として木曾谷中で生活し宿村役人を勤める中、「山方案内」となつた者は多かつたと考えられる。また、小野のように、戦国期以来土井木や樽木など材木支配に長けた者もいたであろう。彼らのような存在が、漸次、山村家に召し出されることで、木曾代官としての職務、中でも熟練を必要とした巣山留山見廻りなどを手助けしていたと考えられる。⁽⁵⁹⁾よつて山村家にとつて木曾旧臣の生활を維持し役人のなり手を確保することは肝要であり、享保の除地復旧は木曾代官としての職務を貫徹するためにも重要な施策であつたといえよう。

また、幕府や藩が派遣した役人では木曾谷において自身の手足となる木曾谷を制圧した武将である山村家なればこそのことといえよう。とするなら、木曾代官という職務にしても関所番と同様に軍事的側面が見え隠れしているともいえる。

おわりに

本論文を通して、幕府の関所番にして尾張藩の木曾代官であった山村甚兵衛家による木曾谷支配の様相について検討してきた。とくに享保の林政改革の一環として行われた植林事業を中心的に検討を進め、この事業における山村家の両属性の意味と木曾谷支配への影響について考察してきた。

まとめると、山村家は木曾氏に仕えながら、甲斐武田氏や豊臣氏からも感状をうけ配下に属すなど、その所属は情勢に応じて曖昧かつ柔軟性に富んだ領主であつた。関ヶ原戦後、山村家は木曾谷制圧の褒賞として、徳川

家康から木曽代官を仰せ付けられるが、期待された役割は「材木之儀」以上に木曽谷全域の取締・守衛であったようである。そして関所制度が整備されていく中、次第に木曾福島関所番の役目が主要業務として注目されしていく。その後、山村家は尾張家に御附属となるが、やはり木曽谷における本分としては「御公儀御関所御預」を意識し、この役目が「只今迄之通」として将軍家から保証されたからこそ、御附属を拒絶しなかつたようである。⁽⁶⁰⁾また尾張家にとって木曽谷中とは、山村家に「先祖より代々御預ヶ被遊被置」た場所であり、直轄地としての意識は希薄であった。いうなれば木曾谷支配の様相は、木曾福島に陣屋を構える山村甚兵衛家という領主が、一方では幕府から関所を預かり、一方では尾張藩から木曽代官を預かっているというものであつた。ある意味こうした両属性は、木曾家臣という立場ながら武田・豊臣にも仕えてきた山村家にとって、戦国期以来の常態であったともいえる。よつて幕府関所番と尾張藩木曽代官という職務上に矛盾が生じないかぎり、職務や身分の両属に問題はなかつたようである。

当然、山村家による木曽谷中への施策にも、木曾谷を守衛する関所番としての試みと木曾谷を統治する木曽代官としての試みとの両側面があつたと考えられる。そして、享保の林政改革における造林事業の失敗例として位置づけられてきた関所裏山の植林事業を、幕府御関所番山村家の立場から概観してみると、つぎのようなことが明らかである。

すなわち、宇山など関所裏山の植林は、関所裏に広がる山道の取締強化という、「軍事的目的」からなされていた。確かに山村家の支配系統は、関所番としての職務も木曽代官としての職務も幕府→尾張家→山村甚兵衛³³といつた一本化されたもので、山村家による木曾山林の施策を、関所番と木曽代官、何れとしての試みか分離することは難しい。とはいっても、山

村家の本分が木曾谷取締という軍事的側面が強いものである以上、享保期の植林が「御関所メリ之為」という、より幕府関所番に関わる事業である。むしろ自然といえる。

代わつて田沼時代以降の植林事業は、尾張藩の上松材木役所が推進し、そこに木曽代官山村家の存在は希薄である。これは上松材木役所が木曾山方の全般を管轄する以上、当然ともいえる。が実は、宝暦期以降の植林事業において木曽代官としての山村家の影が薄いのは、植林よりも山林保護にともなう山見廻りに力を注いでいたからであつた。

山村家は木曽代官として地方支配を専管し、木曾谷中を一円支配していた。その関係上、木曾全域に広がる巣山留山の取締もまた山村家の専管職務であり、この職務のためには木曾旧臣の系譜を引く山村家中の存在が不可欠であった。すなわち、木曾旧臣には元来材木支配に精通し、あるいは木曾谷中で宿村役人を勤める中、山方に習熟した者たちがいた。彼らのようないくつかの存在を漸次召し出して、山村家は木曽代官としての職務、とくに熟練を要する山方見廻りなどを遂行していたようである。ここに尾張藩直轄による上松材木役所設立以後もなお、山村家が木曾林業に関わり続けていた理由があった。幕府や藩が派遣する役人では、木曾谷で手足となる旧臣といった存在を背景にもつことはありえず、戦国期以来の在地領主にして木曾谷を制圧した武将である山村家なれば、木曾山林業務の元締めすなわち木曽代官たり得たわけである。幕府関所番のみならず木曽代官という職務までも木曾谷制圧という軍事的成功による由緒が強く関わっていたわけである。

すなわち山村家は、幕府からは関所番、尾張家からは木曽代官を預かり、各々の預託関係により幕臣にして尾張家臣という「両属性」を帯びること

となつた。とはいへ、それらはともに木曾在地の領主であった山村家が徳川家康から仰せ付けられた木曾谷の取締・警衛といった業務から派生したものであり、その根本に搖らぎはなかつたともいえる。また、関所番も木曾代官も、職務上、木曾旧臣を押さえ召し仕う必要があり、山村甚兵衛家という木曾旧家は適当な存在であつた。ここに時代を経る中、木曾谷支配が常に山村家とともにあつた所以があり、その時々尾張藩の様々な直轄役所が併存しても、木曾谷支配の実態は、両者が混然と職務を遂行する組織であつたのである。

上記の様相をふまえて、木曾谷支配の下部構造、とくに山村家来や木曾谷に在住する木曾旧臣の有り様について検討することを今後の課題としたい。

註

- (1) 木曾地方の概要については、徳川義親『木曾山』(非売品、一九一五年)、家高荒治郎著『木曾福島関所』(信濃教育会木曾部会、一九三四年、文献出版より一九七七年復刻)、所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、藤田佳久『日本・育成林業地盤形成論』(古今書院、一九九五年)、地方史研究協議会編『地方史事典』(弘文堂、一九九七年)「木曾の林業(安藤茂良)」の項、竹内誠編『徳川幕府事典』(東京堂出版、二〇〇三年)「木曾の山林(飯岡正毅)」の項、脇野博『日本林業技術史の研究』(清文堂出版、一〇〇六年)、田原昇『近代木曾林業と第二回国勧業博覽会――第一回国勧業博覽会関係文書』より――(『徳川林政史研究所研究紀要』第四〇号、二〇〇六年)を主に参照した。
- (2) 前掲註(1)所同書六一九六三一頁。
- (3) 木曾山林支配の変遷については前掲註(1)徳川同書一九一一一九四頁参照。
- (4) 前掲註(1)所同書六一九六三一頁。
- (5) 山村甚兵衛家の両属性の意義について検討を加えた研究は少ない。わずかに

林董一「山村甚兵衛と千平右衛門―わが近世封建制における『重封臣関係について』」(『法制史研究』九、法制史学会、一九五九年)、田原昇「近世伊那谷における木曾成村支配の様相―千平右衛門預所を事例として―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第三八号、二〇〇四年)などが挙げられる。

(6) 山村家の由緒については、「木曾旧規矩・吟味尋答書物指出写留」(徳川林政史研究所蔵・林一二三)、「山村家譜」(徳川林政史研究所蔵・林一三八)、「木曾考続貂」第一巻「系譜之部」(『新編信濃史料叢書』第七卷、信濃史料刊行会、一九七二年所収)、前掲註(1)徳川同書一九一三二頁、前掲註(1)所同書五二三五三七頁、前掲註(5)田原論文を参照)だ。

(7) 前掲註(6)「木曾旧規矩・吟味尋答書物指出写留」。

(8) 前掲註(6)「木曾旧規矩・吟味尋答書物指出写留」。

(9) 前掲註(5)田原論文三一三四頁。

(10) 前掲註(6)「山村家譜」良候の項。

(11) 「木曾根元集」(徳川林政史研究所蔵・林一六三)。

(12) 木曾谷に寓居していた山村道祐は、関ヶ原戦前に石田三成方である犬山城主

石川光吉から玉瀧・三尾・福島・岩郷四ヶ村の下代を委ねられていた。この実績もまた考慮されたと考えられる。前掲註(1)徳川同書一九一三二頁、前掲註

(1)所同書五二四一五三七頁参照。

(13) 前掲註(5)田原論文三六・三七頁。

(14) 「木曾古書類」(徳川林政史研究所蔵・林一一)。なお木曾福島関所の成立

時期については、諸説あるが「大坂役後幕府の地位が定まるに至つて木曾の口留は一層重要視され、且監理の都合上福島の口留を堅く守衛さる、に至り」、何時しか「嚴然たる関所」として幕府から指定されたといふ。詳しく前掲註(1)家高同書一九一二八頁参照。

(15) 例えば、山村家の御用留の一つ「留帳抜粹」(徳川林政史研究所蔵・林一八三)正徳三年(一七一三)七月晦日条に、尾張藩からの來状として「貴殿儀、公儀御関所御預之事ニ候間、此節別て諸事入念相守、在々之者共慎之儀等堅被申付候様ニ可申聞」との内容が記されている。ここでも「公儀御関所御預之事」が谷中取締業務(在々之者共慎之儀)に先んじて記されていて興味深い。

- (16) 前掲註(5)「田原論文」七・二八頁。
- (17) 前掲註(6)「山村家譜」良勝の項。
- (18) 前掲註(11)「木曾根元集」跡部佳子「徳川義直家臣団形成についての考察（五）——大坂の役後の尾張」（『金鯱叢書』第五輯、一九七八年参照）。
- (19) 所三勇氏によると、大坂冬の陣に際し、一条城で家康は良勝と対面して「また近く（翌元和元年）木曾を尾張義直に加封するに就いて内々の指示を与えたであつことは、このとき特に良勝を徳川義直に附け、義直の護衛として出陣させていることなどからも推察に難くない」としている。詳しくは前掲註(1)所同書五四〇頁参照。
- (20) 前掲註(6)「山村家譜」良安の項。
- (21) 千村家の御附属事情は、前掲註(5)「田原論文」七・二八頁に詳しい。
- (22) 前掲註(11)「木曾根元集」。
- (23) 前掲註(11)「木曾根元集」。
- (24) 前掲註(1)所同書五・三・五・四頁。
- (25) 「木曾谷諸記録」（徳川林政史研究所蔵・林一三）。
- (26) 前掲註(5)「田原論文」三六・三八頁。
- (27) 前掲註(6)「山村家譜」良喬の項。
- (28) 前掲註(1)「藤田同書」八六・八七頁参照。とくに幕府による山林造成事業については、田原昇「長崎奉行兼勘定奉行石谷清昌による差木事業——信州伊那山を事例に」（『徳川林政史研究所研究紀要』第三九号、二〇〇五年）に詳しい。
- (29) 前掲註(1)所同書八一五頁。
- (30) 前掲註(1)所同書八三二頁。
- (31) 前掲註(1)「藤田同書」一〇四・一〇六頁。
- (32) 前掲註(1)「藤田同書」一〇六・一〇七頁。
- (33) 前掲註(1)「藤田同書」一〇六・一〇七頁。
- (34) 前掲註(1)「徳川同書」九九・三〇二頁では、木曾山林における植林事業を明和期から述べていて、享保期の植林事業については触れていない。なお、明和期以降の植林事業の成否については、「人工植林法の不結果なりし事は、之れを古記録に徵するも驚くばかりなり」としている。
- (35) 上松奉行とは上松材木役所の長官で、市川甚左衛門は宝永四年（一七〇七）
- (36) 前掲註(1)「家高同書」二八・三九頁。
- (37) 前掲註(1)「家高同書」三九頁。なお、「木曾旧記録」六 木曾内閑道御差留之事にも享保九年（一七二四）八月の記事として「岩郷之内宇山ニ越路有之、他所女中ニ寄、案内を召連通行有之事偶有之由」とあり、〔史料二〕と同様の懸念が宇山でもなされた様子がうかがえる。また同じく「木曾内閑道御差留之事」には、享保一年（一七二六）七月の記事として「被仰出候岩郷之内上田村ヘ之草茹之義、他所者之義は勿論、所々御百姓共木草取ニ参り候様、前々より通用不相成被仰付有之候、今後御吟味右道筋一向通用御差留ニ相成候」とあり、前出〔史料四〕と同様の対策が上田山でもなされた様子がうかがえる。詳しくは『新編信濃史料叢書』第一巻（信濃史料刊行会、一九七〇年）所収「木曾旧記録」三九頁参照。
- (38) 所氏は、長崎奉行所管内の保護林を探りあげ「少々の御用材以外は伐採を禁じられていることや、代官所支配の場所柄などからしてこの保護林は、海岸防備を主目的とする禁林であった」として「軍事的目的」を帯びた山林利用の存在を指摘している。が、木曾山についてはこの点を指摘していない。前掲註(1)所同書一〇三・一〇六頁参照。
- (39) 前掲註(5)「田原論文」三五頁。
- (40) 前掲註(5)「林論文」二〇八頁。
- (41) 前掲註(1)「徳川同書」二二・二三二頁および前掲註(33)参照。
- (42) なお享保期以降の木曾山植林事業について、所三勇氏は前掲註(1)同書で

安永元年（一七七二）、天明五年（一七八五）の事例を挙げ、藤田佳久氏は前掲註

（1）同書で宝曆一〇年（一七六〇）の事例を挙げている。

（43）前掲註（28）田原論文参照。

（44）田沼時代および天保改革期における幕府の植林事業と尾張藩の植林事業との関係の有無や詳細については、今後の課題としたい。また、註（46）（49）を参照。

（45）「山林古書類」（徳川林政史研究所蔵・林一三三）。

（46）田沼時代における幕府の植林事業は、宝曆一四年（一七六四）の「差木差桧仕様」書の触達を皮切りに様々な触達が発令され、安永五年（一七七六）の苗木植付と差木を督励する通達以降から低調となる。「史料七」は、この触達と内容・期間ともにほぼ合致する。前掲註（28）田原論文参照。

（47）「妻籠村留帳」（徳川林政史研究所蔵・林三三八）。

（48）前掲註（45）「山林古書類」。

（49）「史料八」に見られる植林事業は「御伐出後」「切畑跡」「伐畑跡」への「檜苗植付」に関するものであり、伐採跡地に檜・櫟の苗木植付を推進した天保改革期における幕府の植林事業と、その主旨は大筋で合致する。前掲註（28）田原論文参照。

（50）前掲註（1）徳川同書二〇〇・二〇一頁。

（51）前掲註（1）所同書六二八・六二九頁。

（52）前掲註（15）「留帳抜萃」。以下、本節ではとくに断らないかぎり、この史料を利用した。

（53）享保の総檢地については、前掲註（1）所同書六三一・六三三頁参照。

（54）「木曾谷諸記録」（徳川林政史研究所蔵・林一三）。

（55）前掲註（54）「木曾谷諸記録」。

（56）前掲註（11）「木曾根元集」。

（57）「木曾故事談」（徳川林政史研究所蔵・林一一二）。

（58）「明治」己巳年正月木曾福島小野家由緒書上之写」（徳川林政史研究所蔵・林一〇五）。

（59）信州樽木山支配であった千村平右衛門にしても「樽木など材木生産村を支配した実績がなく、その実務は旧来からの「所の代官」が運営していた。彼ら所の代官は代々伊那地方で生活し「地縁も知識も由緒もある家であった」。詳しくは前掲註（5）田原論文三六一・二八頁参照。

（60）もちろん山村用斎良勝が尾張義直の「御初陣之御守護」であつたことも、御附属受け入れの要因であることは第一章第二節で述べた通りである。